

令和7年12月10日

令和8年度診療報酬改定に対する二号(診療側)委員の意見

中央社会保険医療協議会

二号委員

江澤和彦
茂松茂人
黒瀬巖
小阪真二
太田圭洋
大杉和司
森昌平

診療報酬は、全国一律の公定価格として厚生労働大臣により定められ、国民にとって安全で、安心できる医療を提供するための原資であり、原則2年毎に改定される際に、その間の2年間の賃金や物価の動向が適切かつ十分に反映されるものでなければならない。

しかし、昨今、急激な物価高騰・人件費上昇がみられる中、診療報酬の改定がこれらの社会情勢に追いついておらず、医科・歯科医療機関及び薬局等は経営状況が著しくひっ迫しており、閉院や倒産が過去最多のペースとなっている。病院の約7割、診療所の約4割、歯科診療所・薬局の約3割が赤字であり、この状況は業界として、かつてない異常事態と言える。

また、診療報酬は、医学の進歩・高度化に対応するための設備投資、患者ニーズの多様化に応える医療従事者の確保及び拡充に不可欠な役割を担っている。

令和8年度診療報酬改定においては、地域の医療提供体制をこれ以上崩壊させないためにも、その基盤となる医科・歯科医療機関及び薬局等の経営が、国民の安全・安心な医療の実現に資するよう、その健全化が早急に実現されなければならない。

これまで「適正化」という名の下で社会保障費は削られ続けてきた。

令和8年度診療報酬改定においては、骨太方針に示されている如く、財源を純粋に上乗せするいわゆる「真水」による思い切った対応が必要であり、賃金上昇と物価高騰、高齢化、医療の高度化・技術革新に対応し、経営基盤の強化を図るための大幅なプラス改定が求められる。

◇ 医療における賃上げが人材確保を支え、地域医療提供体制を守る

第25回医療経済実態調査において、病院、診療所とともに給与費は伸びているものの、他産業の賃上げを大きく下回った。

歯科医療機関においても、人材確保の観点から賃上げ対応しているものの、歯科衛生

士等の給与水準は依然として低い水準であり、スタッフ給与のさらなる引き上げは喫緊の課題となっている。

薬局においても、同一グループの店舗数規模、調剤基本料の区分などの違いにかかわらず、すべての薬局において給与費が増加している。従業員の賃上げに積極的に取り組んでいるが、その内訳は管理薬剤師または薬剤師の処遇改善よりも事務職員の賃上げ対応を優先して、いずれの薬局においても他産業への人材流出に苦慮している。

令和7年度最低賃金はプラス6%強、人事院勧告はプラス3.62%、また「骨太の方針2025」でも示された2025年春季労使交渉の平均賃上げ率は5.26%等となっているが、医科・歯科医療機関、薬局等においては、とてもこれらに対応できる状態とはなっていない。

この状況が続ければ、医療人材の他産業への流出に歯止めがかからず、人材確保がより一層、困難となり、医療提供体制に支障が生じることが危惧される。

◇ 物価高騰への対応

第25回医療経済実態調査では、医業・介護費用は、物価・人件費等の高騰の影響を受け、給与費や材料費等の諸費用が病院、診療所とともに上昇した。物価高騰が続く中で費用削減のみでこれをしのぐことには限界がある。

歯科医療機関においても、経費等の増加は明らかであり、特に金パラ価格は令和7年に入ってから再び急騰しており、歯科材料や医療機器等の価格上昇も含め、引き続き物価高騰の影響を強く受けていることが推測される。

薬局のうち、特に「1店舗」、「2～5店舗」の損益状況は厳しく、さらなる賃上げ・物価高騰に対応することは極めて困難である。また、依然として医薬品供給不足の状態が続き、医薬品確保に係る業務および備蓄医薬品の管理コストもさらなる負担増となっている。

これらの実態は、もはや自助努力では、到底対応できない状況に陥っており、急激な物価高騰へ対応し得る大幅な診療報酬改定が不可欠である。

◇ 医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革のさらなる推進

令和6年4月からはじまった医師等の働き方改革に関しては、働き方改革を支える目的として設定された「地域医療体制確保加算」や、医師から他の医療関係職種へのタスク・シフト／シェアに活用された「医師事務作業補助体制加算」など、これまでに多くの診療報酬項目により、医師等の働き方改革の推進、医療従事者の負担軽減が図られてきた。

これらの診療報酬項目については、様々な検証等調査により、その効果が認められているところであり、令和8年度診療報酬改定においても、この歩みを着実に継続し、すべての医療従事者の負担軽減を加速させていくため、現場に有効に活用されるような見直しと評価の継続が求められるものである。

また、業務効率化・職場環境改善のさらなる推進に関する検討が行われており、各医療

機関等における医療DXの取組が業務の効率化に大いに効果的であり、すべての医師・歯科医師が医療を継続できることを前提として、推進していくべきものである。

そのためには、DX化の推進に伴い生じる多大な費用負担に対する支援は、導入時の費用支援だけでなく、維持に係る費用、各種電子化の取組の費用やサイバーセキュリティ費用などの負担を含む全体的な視点をもった十分な対応が必要である。

さらに、DXに対応できない医療機関等も、見通しをもって、DX化に踏み切れるような工夫も必要である。

◇ 経営基盤強化へシフトするための「真水」による大幅な診療報酬改定とする

令和8年度診療報酬改定は、患者さんへの質の高い医療を継続的に提供するために、医療従事者に対する賃上げとその人材確保が急務であり、経営基盤を強化し、経営の安定化にシフトするための極めて重要な改定である。

国民の安全・安心を守るために医療の質を向上させる取組を進める中で、物価高騰、賃金上昇への対応に加え、医療DX対応に向けた環境整備の必要性もあることから、十分な「真水」による財源を確保することで、この局面を乗り切るべきである。その際、病院、診療所、薬局などを分断するような改定率議論ではなく、医療提供体制全体を俯瞰した改定率の決定が必要であり、医療界一丸となって対応していく必要がある。

公定価格で運営する医療機関等が賃上げや人材確保を継続的かつ安定的に行い、物価高騰にも対応するため、令和8年度診療報酬改定では、十分な財源が必要であり、対応は待ったなしである。